

事業者向け傷害保険

経営サポート

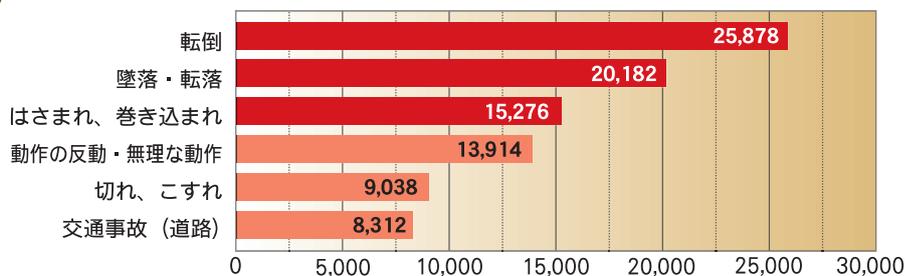
経営サポートは一般傷害保険のペットネームです。



「労働災害事故」は身近に発生します!! 【従業員へのケガによる補償(福利厚生充実)】

平成25年に発生した労働災害での死傷者数は全国で、**118,157人**。事故種類別にみると、つまずきなどによる「転倒」が最も多く、つづいて建設現場の足場などからの「墜落・転落」、機械などへの「はさまれ、巻き込まれ」が上位を占めています。これらの事故は建設業や製造業などだけではなく、接客業や社会福祉業などでも多く発生しています。

事故種類別労働災害発生状況【平成25年】



※出典：厚生労働省「労働災害発生状況(平成25年)」より

沖縄県内でも労働災害において死亡事故が発生しています!

※出典：沖縄労働局「平成25年 死亡災害発生状況(確定)」より

【業種：旅館業 事故種類：激突】

ホテルの駐車場において、車両の誘導をしていた作業員が走行してきた車両にはねられたもの。

【業種：建設業 事故種類：墜落・転落】

住宅新築工事現場において、2階リビングの内装工事中に、約3メートルの高さのはりから墜落したものの。

【業種：タクシー業 事故種類：交通事故】

タクシーに乗務して沖縄自動車道を走行中、料金所手前のガードレールに接触して横転したものの。

なんと! 交通事故よりも労災事故の発生率が高い!

労災事故と交通事故の死傷者発生率(対1,000人)

※出典：警察庁 警察白書「平成23年の交通事故情勢」、平成23年総務省「人口推計」、平成23年度厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」より

交通事故の発生率

道路交通事故による死傷者数 85万9,105人 ÷ 日本総人口 1億2,779万9,000人



約7人(対1,000人中)

労災事故の発生率

労災事故による死傷者数 59万2,726人 ÷ 労災保険適用労働者数 5,274万1,870人



約11人(対1,000人中)

「労働災害事故」は身近に発生します!! 【使用者責任(万一の訴訟に備えて)】

●高額化する労働災害関係高額事件(判決)事例 (出典：労災問題研究所調べ)

年	賠償額	業種	事故内容	その他
1995年	16,524万円	建設	ワイヤーロープが解けて原木が落下し、頸部を直撃	後遺障害
1992年	6,419万円	建設	感電して落下	ショック死
1989年	5,549万円	建設	汚水管の清掃工事中、硫化水素ガスを吸引	死亡
1988年	4,636万円	下水道部	始動回転したポンプに巻き込まれる	死亡
1986年	4,221万円	建材販売	除雪作業中、ブルトーザの下に巻き込まれる	後遺障害

●万一訴訟になった場合(イメージ)

賠償金の内訳

治療費	葬祭料(死亡)	休業損害	死亡・後遺障害逸失利益	慰謝料
-----	---------	------	-------------	-----

労災保険からの給付

治療費	葬祭料(死亡)	休業損害	不足分	控除されない年金	控除されない年金不足分	不足分	不足分
-----	---------	------	-----	----------	-------------	-----	-----

➡ ①使用者負担分 ②使用者負担分 ③使用者負担分

①労災給付のない1日目から3日目までの休業補償と、4日目以降の給付基礎日額20%分(労災の特別支給金を考慮)となります。
 ②傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金。年金にかかる前払一時金の給付が受けられる場合は、その一時金のみ損害賠償額から控除されることがあります。
 ③全額貴社の負担分になります。
 (注) 労災事故の内容によって実際の賠償額・労災保険からの給付・貴社の負担分は異なります。

万一の訴訟に備えて、使用者負担分については、**使用者賠償責任補償特約**をセットするなど貴社での準備が必要です!!

万が一の時も安心!



オプション

使用者賠償責任補償特約

3

経営サポートとは？

「一般傷害保険普通保険約款」に「就業中のみの危険補償特約」・「全員付保式契約特約」をセットした商品です。企業等を保険契約者とし、その従業員(注1)が、日本国内または国外において、就業中(注2)に発生した急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(注3)をされた場合等に保険金をお支払いします。

(注1) 嘱託・パートタイマーも含まれます。また、条件によっては役員・出向者を追加することができます。(注2) 通勤途中を含みます。

(注3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入・吸取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

4

経営サポートのメリット

大同火災の経営サポートのメリット

就業中におけるあらゆるリスクをサポートします！メリットたくさん！！

政府労災保険(注)の給付決定を待たずに保険金をお支払いできます！

(注) 業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害、ケガなどに対し保険給付を行う政府管掌の保険制度をいいます。

※使用者賠償保険金のお支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。



保険期間中の被保険者数の変動通知が不要です！

※ご契約時に売上高等の資料をご提出いただきます。

※保険金請求時に、被保険者であることが確認できる書類をご提出いただけます。

ケガによる治療のため病院または診療所において支払った費用(実費)をカバーします！

※傷害医療費用保険金支払特約のセットが必要です(ご希望によりセット可能)。ただし、保険金額を限度とします。

オプション



業務中のケガはもちろん、熱中症や日射病なども補償します！

※業務上疾病補償特約のセットが必要です(ご希望によりセット可能)

オプション



「経営事項審査制度」の加点対象になります！【建設業者のみ】

労働災害補償制度加入において、次の条件を満たす場合、加点対象となります。

- ①全ての工事において死亡および労災保険の後遺障害1級～7級を補償対象としていること。
- ②全ての工事において業務災害と通勤災害のいずれも補償対象としていること。
- ③全ての工事において貴社の従業員および下請負人の従業員の全てを補償の対象としていること。

下請負人・派遣労働者の方も補償の対象とすることができます！

建設業者においては、下請負人の従業員の方の他、政府労災保険では補償対象外となる下請負人の役員の方についても、貴社からの請負工事中およびその通勤途上について自動的に補償の対象となります。

また、建設業・非建設業問わず、派遣労働者・構内下請人の方も補償対象とすることが可能となりました(追加保険料が必要となります)。

役員の方はご希望に応じて24時間補償が可能です！

従業員の方は就業中のみの補償(注)となりますが、役員の方はご希望に応じて24時間補償(就業時間外でも補償可能)とすることができます。

(注) 就業中のみの危険補償特約がセットされます。

保険料の全額損金処理が可能です！

法人が契約者として、従業員全員(事業主・役員含む)のために負担する保険料は、全額損金扱いとなります。



5

お支払いする保険金・お支払いの対象とならない主な損害

基本補償 死亡保険金および後遺障害保険金支払特約

- ・事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合
【死亡・後遺障害保険金額の全額(注1)】
- ・事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合
【後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(注1)・(注2)】

(注1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(注2) 後遺障害保険金については、後遺障害等級限定補償特約 **オプション** をセットした場合には、お支払いの対象となる後遺障害が制限されます。

基本補償 入院保険金および手術保険金支払特約

- ・事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
【入院保険金日額 × 入院日数(注1) (180日間限度)(注2)】
- ・事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術(注3)を受けられた場合(注4)
【入院保険金日額 × 5倍または10倍(注5)】

(注3) 公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。

ただし、一部の手術を除きます。詳細は「ご契約のしおり」をご参照ください。

(注4) 1事故につき1回の手術に限ります。

(注5) 外来の手術⇒5倍、入院中の手術⇒10倍となります。

基本補償 通院保険金支払特約

- ・事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療を含みます。)された場合(注1)
【通院保険金日額 × 通院日数(注2) (90日間限度)(注3)】

(注1) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位[※]を固定するために医師の指示によりギブス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。

(※) ①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。)。③肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)

(注2) 事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。

(注3) 通院保険金支払限度日数変更(30日)特約 **オプション** をセットした場合には、お支払いとなる限度日数は30日となります。

オプション 業務上疾病補償特約

※ご希望によりセット可能です。

被保険者の業務遂行に伴う熱中症等^(注)のうち次の要件を全て満たすものを補償する特約です。

①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因が時間的および場所的に確認できるもの

ただし、被保険者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明らかなものまたは疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、かぜ症候群は除かれます。

(注) 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2第2号から第11号までの症状
※死亡保険金については、弊社が定める特定の疾病の場合に限ります。詳細は「ご契約のしおり」をご参照ください。

オプション 傷害医療費用保険金支払特約

※ご希望によりセット可能です。

被保険者がケガをされ、その直接の結果として医師の治療を受けたことにより、事故の日からその日を含めて365日以内に負担された、公的医療制度の一部負担金や差額ベッド代、入院・転院・退院時の交通費などの費用等を保険金額を限度にお支払いする特約です(実費)。

※詳細は、ご契約のしおり等をご参照ください。

オプション 傷害休業保険金支払特約

※ご希望によりセット可能です。

被保険者がケガをされ、そのケガにより事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、就業不能期間^(注1)に対し、1日につき保険証券記載の傷害休業保険金日額^(注2)をお支払いする特約です。また、所定の条件を満たす骨折・脱臼の場合、事故の発生日からその日を含めて30日以内のお申し出により、傷害休業保険金の日額払いに代わって、傷害休業一時金をお支払いすることができます。
(注1) てん補期間は180日間を限度とします。(注2) 1日あたりの所得額を超える支払いは行いません。

オプション 使用者賠償責任補償特約

※ご希望によりセット可能です。

被保険者の被用者が業務上の理由または通勤により被った身体の障害^(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額に対して保険金をお支払いする特約です。使用者賠償保険金のお支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限ります。また、弁護士費用や示談交渉等の費用についてもお支払いします。詳細は、「ご契約のしおり」をご参照下さい。

①政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)

②自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

③ア.被保険者が法定外補償規定により被災した被用者またはその遺族に支払われる金額

イ.被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約にセットされた他の特約の保険金(他の保険契約・共済契約を含む)により法律上の損害賠償責任を免れる金額

(注) ケガまたは疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。熱中症やうつ等の業務上疾病も補償の対象となります。ただし、長時間にわたる業務に伴い有害作用が蓄積し発症したことが明らかな疾病(アスベストによる中皮腫等の職業性疾病(いわゆる職業病))・風土病を除きます。

お支払いの対象とならない主な損害

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるケガ
- ②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為等によるケガ
- ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見がないもの
- ④被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ⑤無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥被保険者が本来の職業または職務に従事していない間に発生したケガ
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ⑧核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染

※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。

●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

詳細は、「ご契約のしおり」等をご参照ください。



経営サポートの保険金お支払い例

従業員が高所にて作業中に、誤って足を踏み外して地面へ落下し、脊柱に障害を受けた(後遺障害等級第6級に認定:脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すものに該当。)。従業員は、脊柱損傷により90日間の入院となり、入院中に脊柱観血手術を受けた。また、退院後も40日間の通院治療を受けることとなり、従業員が負担した病院へ支払う治療代は政府労災保険からの給付分を差し引き30万円となった(事故後、従業員は120日間就業不能となり会社を休むことになった。)



ご契約条件(例)

死亡・後遺障害	1,000万円
入院保険金日額	10,000円
通院保険金日額	5,000円
傷害医療費用保険金	100万円
傷害休業保険金日額	3,000円

(※) 後遺障害等級限定補償特約、入院保険金支払限度日数変更(30日)特約および通院保険金支払限度日数変更(30日)特約セットなし

支払保険金の内訳

後遺障害保険金	1,000万円 × 50% = 500万円
入院保険金	10,000円 × 90日 = 90万円
手術保険金	10,000円 × 10倍 = 10万円
通院保険金	5,000円 × 40日 = 20万円
傷害医療費用保険金	30万円
傷害休業保険金 ^(※)	3,000円 × 120日 = 36万円

お支払いする保険金総額: 686万円をお支払い

(注) 実際にお支払いする保険金をご加入の内容等により異なります。詳細は、「ご契約のしおり」等をご参照ください。※1日あたりの所得額を超える支払いは行いません。

6

ご契約時にご準備いただきたいもの

- ①労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）
- ②決算書または損益計算書
- ③経営事項審査結果通知書
- ④法定外補償規定 など

7

ご契約の際のご注意

- 被保険者について**…………… 被保険者とは「保険の補償を受けられる方」のことをいいます。
- 就業中とは**…………… 被保険者が本来の職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）をいいます。
- 保険料について**…………… 保険料は売上高・請負金額・賃金総額^(注1)・保険金額・保険期間・事業の内容等により決定されます。なお、ご契約時にいただく保険料は前年度の売上高・請負金額・賃金総額を基に算出した暫定保険料ですので、保険期間終了後に確定した売上高・請負金額・賃金総額にて算出した保険料との差額を精算いたします。^(注2)
(注1) 被保険者数は、売上高換算方式、請負金額換算方式、賃金総額換算方式により算出します。ご契約の内容により算出方法が異なります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
(注2) 「保険料確定特約」をセットすることにより保険期間終了後の精算を不要とすることができます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 満期返れい金について**…………… この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金について**…………… ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の際には確定精算が必要となります。
- 申込書の記載内容について**…………… 保険契約申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。
- 死亡保険金受取人の指定について**…………… 死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。企業等を死亡保険金受取人に指定される場合には、災害補償規定等の資料提出、または被保険者の同意を得ていただく必要があります。ただし、下請業者や派遣労働者を被保険者に含んでいる場合には、保険契約者に災害補償規定等があり、かつ弊社所定の必要書類のご提出が可能な場合に限り、保険契約者の従業員のみを対象に「企業等の災害補償規定等特約」^(注)をセットし、死亡保険金受取人を保険契約者に指定することができます。
(注) 企業等の災害補償規定に基づく遺族への補償を確保することを目的とし、企業等の災害補償に基づく保険契約において、死亡保険金受取人を企業等に指定する契約にセットする特約です。
- 補償の重複について**…………… 補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

8

ご契約後のご注意

- 保険契約申込書に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険料を分割してお支払いいただく場合には、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までにお支払いください。払込期日の翌月末^(注)まで払込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても分割保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご契約を解約させていただく場合がありますのでご注意ください。
(注) 分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末まで延長となります。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がござります。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険料が見込売上高、見込請負金額等の見込み数値に対する割合によって定められている場合は、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく弊社にご提出いただけます。確定した売上高、請負金額等に基づき算出された保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。なお、所定の条件を満たす契約については「保険料確定特約」をセットすることによって、保険期間終了後の保険料の精算を行わない契約方式とすることができます。詳細については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- 万が一、事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社事故受付センター窓口にご連絡ください。このご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れることやお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合には、当会社の承認を得て、所定の方が被保険者の代理人（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記（注）をご覧ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

- ② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）
- ③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合）

このパンフレットは経営サポート（「一般傷害保険普通保険約款」に「就業中のみ危険補償特約」・「全員付保式契約特約」をセットした商品）の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

Web約款のご利用をおすすめしています。



「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄付させていただきます。

また、「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育てる。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00
（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071（お客さま相談センター）

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308（お客さま相談センター）

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日（午前9:00～午後5:00）

TEL 098-869-3119（事故受付センター）

受付時間：平日夜間（午後5:00～翌朝9:00） 土日・祝日および12/31～1/3

☎ 0120-091-161（事故受付センター）

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル ☎ 0570-022808（通話料有料）

受付時間：午前9:15～午後5:00（土日・祝日および12/30～1/4を除きます）

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
（ホームページアドレス） <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは